

## 川崎医療短期大学紀要投稿規程

### (投稿資格)

第1条 投稿資格は、川崎医療短期大学の専任教員に限るものとする。ただし、本学の専任教員を筆頭者とする共同研究はこれを含む。

### (掲載される論文等)

第2条 掲載される論文等は、オリジナルな研究の論文・事例報告・調査研究報告・評論等とし、いずれも未発表なものに限るものとする。

### (原稿)

第3条 原稿は、次の各号によるものとする。

- (1) 原稿は、和文または欧文とし、記述は、横書きまたは縦書きのいずれでもよいものとする。
- (2) 原稿には、和文及び欧文の題目・著者名を記するものとする。
- (3) 原稿は、和文の場合400字詰原稿用紙30枚程度、欧文の場合ダブルスペース20枚程度とする。
- (4) 図・表・写真の大きさは、台紙を含めて40×30cm以内の大きさとし、その合計枚数は6枚以内を原則とする。これを超えた場合は、超えた枚数について実費を徴収することがある。
- (5) 図・表の原図は、墨または黒インクで清書するものとする。
- (6) 図・表・写真は、別紙によるものとし、原稿用紙に貼付してはならない。
- (7) 写真が色刷りの場合は、印刷実費を徴収するものとする。
- (8) 引用・参考文献は、原稿の最後に一括して記述し、本文中に引用番号を付するものとする。ただし、雑誌の場合は、著者氏名・論文題目・雑誌名・巻号・ページ(最初と最後のページを～でつないで書く)を西暦年号順に記載し、単行本の場合は、著者氏名・書名・発行所名・発行地・年次・ページを記載するものとする。

### (原稿の提出先)

第4条 原稿の提出は、各科選出の委員を通じて、編集委員長に提出するものとする。

### (校正)

第5条 校正は、著者の責任において行うものとする。この場合、訂正は誤植に限るものとする。

2. 校正時、原文と著しく異なる訂正をした場合は、実費を徴収するものとする。

### (別刷)

第6条 掲載論文等の別刷は、30部までは無料とする。30部を超える場合は、超えた部数は個人の負担とする。

### 附 則

この規程は、昭和56年11月20日から施行する。

## 川崎医療短期大学紀要編集委員会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、川崎医療短期大学紀要を適正に編集するため、必要事項を定めることを目的とする。

### (紀要編集委員会)

第2条 前条の目的を達するため、川崎医療短期大学紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という）を置く。

### (紀要編集委員会の構成)

第3条 紀要編集委員会は、各科及び一般教養部門から、それぞれ1名選出された委員をもって構成する。

2. 紀要編集委員会に、委員長及び副委員長を置く。
3. 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選によるものとする。

### (委員長・副委員長の任務)

第4条 委員長は、紀要編集委員会を主宰し、会議の議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2か年とする。

ただし、再任を妨げない。

2. 委員が退任した場合、新たに選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (紀要編集委員会の任務)

第6条 紀要編集委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 紀要原稿の募集及び採択に関すること。  
原稿の採択は全員一致を原則とする。
- (2) 紀要の編集及び体裁の決定に関すること。
- (3) 紀要投稿規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他紀要発行に関すること。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

### 附 則

この規程は、昭和56年11月20日から施行する。